

議会基本条例検証シート （第1条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第1章 総則（第1条～第5条）											
第1条	（目的） この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	理念規定のため、取組状況としては記載なし	自	A	特になし	A	本条例の目的を各議員が理解をし、日々の活動を行えている。 今後も市民に開かれ、信頼される議会となるために不断の努力を重ねることが重要である。 なお、この議会基本条例が本市議会において他の条例とは異なり、最高規範的位置付けを有するものであることを明確にするため、条文の冒頭部分を次のとおり改正すべきものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	－	本条は総則規定であり、第4条以下の実体規定の取組状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うべきである。したがって、個別条ごとの評価にはなじまないと考える。
			よ	B	■評価理由 ①理念規定であり、基準に照らした評価は難しい ②前文において「分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねること」を誓っており、本条の規定に明確なゴールが無い以上、A：できている とはせずにおくことが望ましいのではないかと ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						ただし、この議会基本条例が第2条に示すとおり議会の最高規範的位置付けとするなら、他の条例と同等の位置付けと整理される『この条例』という書き方は一考の余地がある。『この議会基本条例』と規定し、「議会基本条例」を固有名詞として取り扱ってはいかがか。以降の条において同じ。
			公	A	市民福祉の向上とありますが、地方自治法の第一条の二第一項では、「住民の福祉の増進」とあり、地方公共団体の役割を明言しているので、これに倣うことが適正と考えます。						取組み状況がないため、評価不能である。
			共	B	歴代議長のもとで、公平・公正な議会運営を行ってきた。						
			維	A	目的に則し、条例等を遵守した活動をしている。						
			藤		※第1条「目的」については、全ての条文の評価を終えた後に改めて評価してはいかがかと考えます※ 【議会全体の取り組みに対する評価】 議会基本条例の「目的」を全議員が日々常に意識して行動していたか否かを判断する客観的な材料が存在しない為、評価をすることができませんでした。その為にあえて空欄としています。 上にも記しましたが、全ての条文の評価を終えた最後に、総合的な評価として第1条については評価をすべきではないかと提案いたします。 【課題など】 今後は、常にこの「目的」を全議員が常に意識できるように、議会内に第1条を印刷して掲示するなどの取り組みを行ってはいかががでしょうか。						

議会基本条例検証シート （第2条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第1章 総則（第1条～第5条）											
第2条	（この条例の位置付け） この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	理念規定のため、取組状況としては記載なし	自	A	特になし	A	本条例が「最高規範的位置付け」であることを全議員がよく理解し、また、議会に関する条例等の改廃時における理念的原点として実務上も機能している。 引き続き、全議員がその最高規範的位置付けを常に意識していくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	－	第1条と同じ。 本条の「最高規範的位置付け」について懸念する意見があるが、「最高法規性」ではなく、規範としての位置付けを示しているものであり、運用で確保することができ問題ないと考える。ただし、法的に懸念があるのであれば、議会の意思として改正することは否定しない。 他方で、全議員が最高規範的位置付けを常に意識していく前提として、他の条例等の制定、改廃の際や議会運営に当たり、チェックリストを作成するなどして、議会基本条例の規定との調整を図るなどの意を用いる必要はないか。
			よ	B	■評価理由 ①議会として重要な判断を行う際に、必ず立ち返る理念的原点として実務上も機能していた ②最高規範性は尊重されていたものの、例えば14条「議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るもの」について、不断の努力を重ねる余地はまだ十分にあることから、この条例の理念を実務上反映させる意味では、A：できている とは評価できない。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：要 最高規範性についての条文上・運用上の担保の方法について、検討してもよいのではないか（ぜひとも検討すべきである、とまでは考えないが） 理由①条例は相互に優劣は無いため、何をもって最高規範性を担保するのかという講学上の議論がありえる 理由②制定後13年の間にも時点改正がなされていたことから、いわば軟性憲法な位置づけとした実務上の取扱いがあった（最高規範であれば、硬性憲法的に頻繁な時点改正は望ましくないとの取り扱い方もありうるし、現実的には困難だと思われるが特別多数議決などによって改正手続きのハードルをあげるという方法もありうる） ③最高規範性を敢えて言い切ること自体は本市議会の姿勢を示すうえで望ましいと考えるため、これを変える必要は無いが、最高規範性を何によって担保するのかについては、議会基本条例に込められた理念を今後も決して形骸化させないためにも今一度議論があっても良いのではないか。						
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。						
			共	A	市議会としてこれまで、特別委員会や検討協議会での議論を踏まえて複数の条例制定を行ってきた。課題としては、限られた期間のなかで制定できる条例を複数制定することには、限界がある。						
			維	A	最高規範的位置付けとして遵守した活動をしている。						
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 議会基本条例が議会における「最高規範的な位置づけ」にあることは全ての議員がよく理解していたと感じます。他の議員との会話の中でも議会基本条例の位置づけが話題にのぼることがしばしばありました。 【課題など】 一方で、他の条例や規則等の制定又は改廃を行う機会に、意図的に本条例と照らし合わせるような作業は行われてきませんでした。 具体的には、議会運営委員会で議員提出条例を議論する時や、政策検討会議や課題別検討会議などで条例案を作成する時に、配布資料として議会基本条例を毎回データとして配布するなどして、各議員が個別の条例の最上位には議会基本条例があることを意識する機会はありませんでした。こうした取り組みもあえて行うことで議会基本条例の最高規範性を常に意識させるような取り組みを行ってはいかがでしょうか。 また、4年に1度の改選後に全議員向けに議会基本条例を学びなおす研修会などを開催することも有効かもしれません。 最高規範性は全ての議員に理解されていたと考えられるものの、それを日々の議会運営の場で意識的に自覚させるような取り組みはなされてこなかったことから、Bと評価しました。		牧瀬教授	－	取組み状況がないため、評価不能である。 ただし条文に「この条例に定める事項との整合を図らなければならない。」とあるため、横須賀市議会基本条例制定以後に成立した議会関係の法規との整合性の有無については、取組状況等が明記できそうな気がする。		

議会基本条例検証シート （第3条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第 1 章 総 則 (第 1 条～第 5 条)											
第 3 条	(議会及び議員の責務) 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。	理念規定のため、取組状況としては記載なし	自	A	特になし	A	条例等を遵守した議会運営を行っており、議会及び議員の責務は果たされているものと考えられる。 今後も全議員が同条の理解を深めるよう研さんを行っていくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	－	第 1 条と同じ。
			よ	A	■評価理由 ①法令順守の規定と考えれば、制定後 1 3 年の間に違法行為は見られず、本条文の目的は達している ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要						
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。						
			共	B	政治倫理審査会が開かれて、政治倫理条例に違反する行為があったことは、議会として重く受け止める必要がある。						
			維	A	議会ならびに各議員が自覚を持って責務を全うするために努力している。						
			藤		【議会全体の取り組みに対する評価】 条文では「議会及び議員」が主語となっていますが、「議会」については常に条例・規則の遵守はなされてきたと考えています。 一方で個別の「議員」全員が常にあらゆる条例・規則を遵守することを常に意識して行動していたかを客観的に判断する材料が無い為、判断ができません。 【課題など】 第 2 条と同じく、今後は 4 年に 1 度の改選後に新人議員だけでなく全議員向けに議会基本条例を学びなおす研修会などを開催することも有効と思われます。 他の会派のみなさまと議論しながら評価したい為に、A～D の評価は空欄としました。						

議会基本条例検証シート（第5条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等	取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等	評価	会派等の評価	評価	委員会の評価		評価者	評価	外部評価者による評価	
				評価の理由・課題等		評価の理由	今後の課題			評価の理由・意見	
第1章 総則（第1条～第5条）											
第5条	（議員定数） 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。 【H22.11.30、H30.12.19、R4.10.7改正】 2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。 3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。	議員定数の推移 平成22年：43人/平成23年：41人/令和元年：40人/令和5年：39人 【第2項】 ○見直しの検討状況 ・平成22年改正時 第3次議会制度検討会/期間：平成22年2月18日から同年9月30日まで/検討回数：8回/提案者：上地克明議員（43人→37人）・山本文夫議員（43人→41人）※検討会で削減の人数の合意に至らなかったため、2件の議員提出議案として提出 ・平成30年改正時 議会制度検討会議/期間：平成28年8月から平成30年10月まで/検討回数：12回/提案者：議会運営委員会委員長 ・令和4年改正時 議会制度検討会議/期間：令和2年3月から令和4年9月まで/検討会数：19回/提案者：議会運営委員会委員長 【第3項】 理念規定のため、取組状況としては記載なし	自	A	特になし	A	議員定数については、議会制度検討会議の場で適切に検討がされている。 今後も様々な状況を考慮して議員定数のあるべき姿を継続的に検討することが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	規定に基づき本条例改正で対応している。本条は議員定数の在り方がどうあるべきかを規定しているものではない。
			よ	A	■評価理由 ①議員定数の見直しについては、その時々状況に照らして議会制度検討会議にて取り扱っており。本条文の変更の必要はない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。						
			共	B	議会制度検討会議にて、議員定数の在り方について継続して議論を行ったことは意義がある。						
			維	C	取り組み自体に問題はないが、人口減少が今後も見込まれる中で、適切な議員定数の見直しを再検討する必要がある。						
	藤	A		【議会全体の取り組みに対する評価】 議員定数のあり方については、議会制度検討会議の場において議論され、得られた合意に基づいて定数の見直しが適切に実施されてきたと受け止めています。 単純に市民の人口減少に連動して削減を進めてしまえば議会による行政のチェック機能が後退してしまう可能性もあることから、今後も議会制度検討会において、見直しを継続して議論すべきだと考えています。 【課題など】 その一方で、議員定数の見直しが市民のみなさまにどのように受け止められているかなどを判断する材料がありません。 本市議会に対する市民の評価を定期的に確認する為の市民アンケートを2年に1度程度実施する必要性を感じていますが、その中で「議員定数」に対する市民評価をお尋ねすべきではないかと提案いたします。		牧瀬教授	A	条文に基づき、取組ができていると判断し「A」となる。 【その他】 議員定数が39人となっているが、この「39人」の根拠は何なのか。継続的に議員定数が減少しているが、これは横須賀市の人口減少と相関性があるのか。 継続的に議員定数が減少してきているため、今後も、議員定数は減らし続けるのか。どこまで減らすことを想定しているのか（要は、議員定数をはじめ、議会活動に中長期的な「計画」はあるのか。計画がなければ場当たりの取組になってしまう）。			

議会基本条例検証シート （第6条）

【会派名】自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価		外部評価者による評価							
				会 派 等	評 価	評価の理由・課題等		評 価	評価の理由		今後の課題	評 価 者	評 価	評価の理由・意見	
第2章 議会の活動原則（第6条～第8条）															
第6条	（議会の活動原則） 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。 （2）議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 （3）市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 （4）市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 （5）議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。	（1） ○公正性・透明性の確保 市議会中継、会議録・政務活動費のHP公開（H22収支報告書公開/H28年度分からは領収書等含む） ○市民に開かれた議会情報発信（詳細は第12条に記載）、会議公開、市民からのメール受付対応、請願・陳情受付、会議録のHP公開、議案説明資料の公開、市議会ギャラリー公開 （2）議案修正状況 ○予算に対する組み替え動議が提出された事例 2件（H22、H26） ○議案を修正議決した事例 10件（H22-1件、H24-2件、H25-4件、H28-2件、H29-1件） ○附帯決議を行った事例 7件（H23-2件、H24-1件、H25-1件、H28-1件、H29-1件、H30-1件） （3）第16条に記載 （4）広報広聴会などの市民参加機会の拡充による政策立案については別紙2に記載 （5）現在の議会運営の方法は別紙3に記載	自	B	〔（4）市民参加の機会の拡充〕 第14条との関わりが大きいが広報広聴会などの在り方について検討が必要		B	市民に開かれた議会の実現を目指し、適時適切な方法で様々な議会情報を発信しながら、市民に分かりやすい視点も踏まえて議会運営を行っている。 また、本会議における一般質問や委員会における質疑などを通じて、市長等の監視機能の強化に努め、議会として市政運営の発展にも寄与しているものと考えられる。 しかし、課題別検討会議で検討を行っている課題に関して広報広聴会を開催する仕組みはつくったものの、市民参加の方法については多様な形があることから、今後も市民意見を政策に反映させる仕組みについては、様々な方法を検討する必要がある。 さらに、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正された趣旨を踏まえ、最高規範的位置付けを有する本条例において、ジェンダー平等を目指す取組を不断に継続していく姿勢を示すこと、また、妊娠や出産、育児や介護、障害の有無などの理由にかかわらず、あらゆる人材がそれぞれの人権を尊重された上で議会で活躍できるようにすることが重要であることから、次のとおり改正すべきものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	委員会の評価に異論ない。 ただし、議会の諸活動については以降に実体規定があるので、本条は総則的規定とも考えられる。そのように整理した場合、本条は第4条より前に規定するほうが望ましい。 また、委員会から本条に第6号を加える提案については、以下のとおり意見を提出する。 委員会案 『（6）ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。』 ↓ 意見 ①規定すること自体は賛同する。 ②条文中の『必要な環境整備』は、第1号から第5号までに規定している議会の活動原則に含めるのは違和感がある（次元・類が異なる）。例えば、次のように規定してはいかがか。 『（6）ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うようにできること。』 or 『（6）ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うようにすること。』			
			公	B	（4）「市民参加の機会の拡充を図り」とありますが、「拡充」の文言が範囲を広げすぎてしまうことにより、市民へのフィードバックが困難となる可能性があるため、「拡充」の文言を削除したいと考えます。										
			共	B	(1) (5) SNSによる情報発信、議会運営委員会の中継、議案説明資料の公開など開かれた議会という観点では、情報公開は進めてきた。 (3)においては、コロナ禍で一般質問を遠慮したことは課題の一つと捉えたほうが良いと考える。										
			維	B	議会の透明性の確保、市民に開かれた議会としての活動は概ね出来ているが、より市民にわかりやすい議会運営になるように工夫・努力を続ける必要がある。										
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 （1）については「公平性・透明性」は十分に確保されていたと感じています。 【課題など】 一方で、「市民に開かれた議会」という点では市民と議会との相互のやり取りという双方向性が弱かったと感じています。具体的には、公式SNSや議会だよりなど議会側からの発信がメインであり、公式SNSで議会として返信を行うことはなく議会だよりの読者との意見交換会などの交流を行うといった側面が無く、とても弱かったと感じています。この点は引き続き広報広聴会議で議論されていくはずだと考えています。 【議会全体の取り組みに対する評価】 （2）は、議員提出議案も市長提出議案に対する修正動議ともに実績はあるものの、体感としてはもっと多く実行されても良かったのではないかと感じています。具体的には、委員会での審議の中で複数の議員が市長提出議案の問題点を指摘する質疑を行ったとしても、修正案の提出にまでは至らないことがしばしば起こっています。こうした課題については今後、委員間討議が活発化する中で改善されるのではないかと考えています。 【議会全体の取り組みに対する評価】 （3）は、本会議・常任委員会・特別委員会・各種会議などあらゆる場において適切に実施されていると思います。 【議会全体の取り組みに対する評価】 （4）は、請願等の意見陳述の機会を設けるなど市民参加の機会が拡充されつつあると考えています。 【課題など】 陳述人への質疑や意見交換までは実施されていないことから、今後さらなる運用改善が必要だと考えています。 【議会全体の取り組みに対する評価】 （5）は、今後も常に市民に分かりやすい視点や方法を取り入れる努力を続ける必要ですが、現時点でもその努力は続けられていると感じています。これらを総合してBと判定しました。					A	牧瀬教授		条文に基づき取組はできていると判断するため「A」となる（アウトプット評価である）。 なお、新規条文案に、ジェンダー関連の規定の提案があるが、私は時代に即していると思われる。ただし、同規定が入ることにより、発生する事務は確認する必要がある。 なお、浜田市議会基本条例の第3条第7項に「7 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をしなければならない。」とある。 他の議会基本条例を確認すると（逐条解説を確認すると）、「多様性」という言葉を使用し、その中にジェンダーを含めるケースもある。多様性を明記した議会基本条例は10条例ほど確認できる。 <u>※別途、資料1－2に補足説明あり</u> 【その他】 第4号はアンケート調査等も入ると思われる。アンケート調査は別において実施済みという記載があり「A」と捉えられる。 第5号の「市民」の定義はないか（横須賀市議会基本条例における市民は何か）。外国人も市民と思われるが、その場合であれば、「やさしい日本語」の活用も、「市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと」に該当する。この点はど うなのかが気になる（市民＝有権者であると、「やさしい日本語」は該当しないかもしれない）。		

議会基本条例検証シート（第7条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第2章 議会の活動原則 (第6条～第8条)											
第7条	（委員会） 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。 2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。 （1）総務常任委員会 （2）民生常任委員会 （3）環境教育常任委員会 （4）都市整備常任委員会 （5）予算決算常任委員会 【H23.3.28、R4.3.29改正】 3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。 4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。	【第1項・第2項・第3項】 ○行政部門別常任委員会 平成23年4月まで 総務・民生・建設・教育経済常任委員会 令和4年4月まで 総務・生活環境・教育福祉・都市整備常任委員会 現在 条文のとおり ※委員会開催実績は別紙4 ○予算決算常任委員会の設置 議案の分割付託への対応や予算決算の総合的・一体的な審査のため、平成23年設置 ○特別委員会の設置状況 平成23年2件、平成25年1件、平成27年2件、平成28年1件、平成30年1件、令和2年1件、令和5年1件 ※地方自治法第98条（検査権）・第100条（調査権）に基づく特別委員会 平成27年2件 ※特別委員会の詳細は別紙5 ○常任委員会での法定事件以外の審査 一般報告、委員会所管事項に関する質問を実施 ○議員提出議案の見直し 政策検討会議で選定された条例を所管事務調査として見直しを実施 【第4項】 横須賀市議会委員会条例	自	A	特になし	A	その時々 の行政課題等に対応した適切な委員会の設置・活用がされている。 今後、特に重要な課題が発生した際には、機動的に委員会を開催して対応を協議するなど委員会のさらなる活用を図ることが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。 なお、検証シートに記載はないが、コロナ禍を機に議会（委員会）審議の運営方法を変更したことで、会議時間が短縮できたことは評価できる。他方で、議員（委員）の発言機会の減少という論点もあるので、審査の「効率性」と「詳細」についてよりベターな解を常に模索されたい。
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						
			公	A	「効率的かつ詳細に」及び「迅速かつ的確」という形容詞について、条文としての違和感を覚えます。 また、「委員会を適切に設置し、及び活用するものとする」の文章で、「し、及び活用」は不用と考えます。						
			共	B	必要に応じて特別委員会を設置してきたが、1年に3つの特別委員会の運営は、議会局の業務負担が大きかったのではないかと。						
			維	A	委員会を設置・活用することで、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査し、的確に対応している。						
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 委員会については、常任委員会も特別委員会も条文に基づく適切な取り組みが実施されてきたと考えています。 【課題など】 一方で、数点課題が挙げられると考えています。 第1に、通年議会を導入したものの機動的な委員会の開催には至らなかったことが挙げられます。 また、同じ日の同時刻に2つの委員会が開催される為に、市民は2つの委員会の両者に関心があっても傍聴ができませんし、インターネット中継の公開が即日には行われないことから「すぐに知りたい」という期待には応えられていないことも挙げられます。 今後も運用改善が必要だと考えています。 こうした点からBと判定しました。						

議会基本条例検証シート （第8条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会 派 等	評 価	評価の理由・課題等		評 価	評価の理由		今後の課題	評 価 者	評 価
第2章 議会の活動原則 (第6条～第8条)													
第8条	（災害時の対応） 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。 【H29.3.29改正】	○横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）の策定 災害発生時に議会・議員・議会局の役割を定め市と連携して災害対策活動を行う ・平成28年災害時における議会のあり方検討会設置し、検討 ・平成29年策定 ○防災訓練 平成29年度以降、毎年1回、これまでに6回実施。 ・第1回(平成29年度)は、本会議中に大地震が発生したとの想定で、避難訓練を主体とした内容 ・第2回(平成30年度)～第6回(令和4年度)は、安否確認及び災害対策会議を介した市本部との被災情報の共有を内容とした通信訓練 ・第7回（令和5年度）は、通信訓練及び災害対策会議の開催訓練（災害対策会議委員のみ対象、参集開催） ○地方自治法第180条専決の追加 通年議会導入時に、災害対応の応急予算の補正を追加 【第2項】 ・横須賀市議会災害対策会議運営要綱 ・横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）	自	A	特になし	A	横須賀市議会災害時BCPの策定や毎年の防災訓練の実施などにより、災害時における議会機能維持のための対応力の強化を図れている。 しかし、近年の自然災害の多様化や激甚化、新型コロナウイルス感染症のまん延、国際情勢の緊迫等の状況を踏まえ、本条を次のとおり改正するとともに、今後はあらゆる不測の事態に対応した訓練等を行いながら、議会の危機管理体制の強化に努めていくことが求められる。 【見出し 改正案】 「（災害時等の対応）」に改める。 【本文 改正案】 第8条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 災害等による不測の事態が生じた際における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	災害時BCPの策定など、適切な取組みを行ってきていると思料する。 他方で、近年、大震災、風水害のほか、亜熱帯化といった自然災害の多様化、激甚化、新型コロナのまん延、東アジアをめぐる国際情勢の緊迫などの状況を踏まえると、条例改正を検討しても良いのではないかと。 改正のイメージは、以下のとおり。 『（危機管理） 第8条 議会は、大規模災害又はこれに準ずる災害等の発生、感染症のまん延、周辺事態の生起等により市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるとき（次項において「危機管理時」という。）は、市長等と協力して、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 議会は、危機管理時において、議会の機能を維持するため、業務継続に関する計画を定めるものとする。』		
			よ	A	■評価理由 ①横須賀市議会災害時BCPの策定等、議会としての災害時の対応については具体的な体制整備が進んだ ②各議員においても、訓練への参加等を通じて意識は高まっており、運用上の問題はみられないと考えられる ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：不要 理由 ①本条文の主語は「議会は」であるが、「議会および各議員は」と並列することを検討してもよいのではないかと。例えば、「横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）」では既に「5 議員の役割」を「4 議会の役割」と明示的に区分して記しており、最高規範性を有する議会基本条例においてもこれを反映させてもよいのではないかと。								
			公	B	災害時の対応は、常に精度を増すべきものと考えますので、評価をBとしました。								
			共	B	BCPを策定し、継続的に毎年議会として防災訓練に取り組んできたことは、危機意識を高めるためにも効果があった。訓練内容を工夫して、さまざまな災害に対する対応力を高めることが今後の課題である。								
			維	C	災害時の対策、防災訓練の実施など概ねできている。しかし、能登半島地震の教訓を生かして、半島特有の対応について、再検証する必要がある。	A				牧瀬教授	A	「A」と判断する。 【その他】 ホームページを確認すると横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）は定期的に改訂しているようであり（感染症流行時に対応するための一部改訂について（2020年6月25日））、今後も、新しい課題にもとづき、定期的に改訂することを期待する。	
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 横須賀市議会災害時BCPを策定し、防災訓練など計画的に取り組んできたと評価できると思います。 【課題など】 一方で災害対策にA判定はありえず、常に運用の改善を続けていくことが今後も常に必要だと考えています。例えば、現在までは基本的に全ての議員及び議会局職員が無事で、ひとりも欠けていない前提での防災訓練が実施されてきましたが、実際の災害時には議員も議会局職員も被災し連絡が取れないことも起こりえます。あらゆる想定のもとでの業務継続をめざす訓練の実施も求められると思います。 また、現在は防災訓練の実施後に危機管理課から評価を受けていますが、実際に被災した地域の議会議員や議会局（議会事務局）職員を講師にした研修を実施するなど必要だと考えます。 今後も運用改善の継続が常に求められることから、Bと判定しました。								

議会基本条例検証シート （第9条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第3章 議員の活動原則（第9条～第11条）											
第9条	（議員の活動原則） 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 （2）議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。 【H25.3.1改正】 （3）市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。	（1）議員間討議の状況 ・特別委員会での協議、常任委員会の意見書案協議、各種協議会での協議 ・常任委員会での実績の詳細は第21条に記載 （2）積極的な調査研究への環境整備 ・政務活動費130,000円/月（会派視察等議員個人の活動としても調査研究が行われている） ・議会貸与パソコンの無線LAN環境整備 ・議会図書室リニューアル（R03） ・議会局の「調査機能強化」として他都市への照会 ・議員研修会の原則年2回開催 （3）客観的指標がないため、取組状況としては記載なし	自	B	〔（3）市民代表として、ふさわしい活動を〕 「市民代表として、ふさわしい活動」の定義が不明瞭であるため検討が必要	B	日々の活動の中で、議員一人ひとりがこれらの活動原則を認識し、市民の代表として市民福祉の向上と市政の発展に寄与しているものと考えられる。 ただし、議員間の自由な討議については、協議・検討の場では活発に行われているものの、常任委員会の議案等審査の場においては、近年は実績がない。 令和6年度に、議会制度検討会議において議員間討議の在り方について検討を行い、議案等審査の場において討議の場を設けることと決定した。 今後、その効果を注視し、さらなる活性化を図っていくことが求められる。 なお、第2号については、議案の提出が議員の役割というよりも、地方自治法に規定された議員の権限であること、また、「市民の福祉と生活の向上に貢献すること」は、むしろ議会活動全般の目的であり、本条に規定することは適さないと判断し、次のとおり改正すべきものと考ええる。 【改正案】 （2）議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使用すること。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	評価については、委員会の理由について異論ない。 ただし、第6条と同様に議員の諸活動については、少ないものの以降に実体規定があるので、本条は総則的規定とも考えられる。そのように整理した場合、本条は第4条より前に規定するほうが望ましい。 具体的条文についての意見として、第2号の『議案を提出することを議員の重要な役割と捉え』は、議員には議員定数の12分の1の賛成をもって議案を提出できる権限があるという法の趣旨に鑑み、例えば、次のように改正してはどうか。 併せて、同号の規定中、末尾の『市民の福祉と生活の向上に貢献すること』は、そもそも議会活動全般の目的であり、この号に用いるのは文章構成上違和感を禁じ得ない。 『（2）議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策策定のために議案を提出することが議員に与えられた権限であることにかんがみ、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使用すること。』
			公	B							
			共	C							
			維	B							
			藤	B							

議会基本条例検証シート （第10条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第3章 議員の活動原則（第9条～第11条）												
第10条	（会派） 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。	会派数の推移		自	A	特になし	A	日々、会派の役割や所属会派の理念を意識しながら議会活動を行っている。 特に、政策立案に当たっては、全会一致での政策条例の制定等を目指し、政策検討会議や課題別検討会議において熟議を重ね、合意形成に努めている。 なお、第3項については、会派として合意形成に努める対象は、他の会派だけではなく、会派に所属しない議員も含まれることを明確にするため、次のとおり改正すべきものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	評価については、委員会の理由について異論ない。 第3項の改正についても、そのこと自体は妥当と考える。 他方で、第3項の規定は、野合につながらないかやや気になる。そもそも論として、他会派等とは熟議し議論しあうものであり、会派等間で合意形成する必要があるのだろうか。合意を形成するのは議会全体ではないかという疑問が、若干であるが残る。
		【第2項】		よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						
		理念規定のため、取組状況としては記載なし		公	A	取り組み状況等の箇所で、前回の協議において、第3項に各会派代表者会議の文言追加のご提案がありましたが、その文章を追加すると「団長会」等も記載しなければいけないため、「各会派代表者会議」は不要と考えます。						
		【第3項】		共	B	会派としての活動を活発に行うと同時に、限界を感じる点もあった。会派としての力量を高める必要を痛感した。						
		会派等意見の調整、合意形成のため、議会運営委員会での協議のほか、政策検討会議、広報広聴会議、議会制度検討会議、議会ICT化運営協議会、各会派代表者会議、各種課題別検討会議を設置して協議		維	B	会派による役割を果たしている。今後も多様な意見を認め合いながら、必要に応じて他会派との合意形成に努めることが求められる。						
				藤		【議会全体の取り組みに対する評価】 第10条については、会派に所属していない無会派の立場では、会派としての活動を行っていない為に、条文の目指すところと現実がどうだったのかを評価することはできません。その為、この条文について無会派としてはA～Dでの評価は行いません。他会派の合意した評価を評価とさせていただきます。 【課題など】 一方で、そもそもオール横須賀市議会を目指す立場からは、本当に会派という存在が必要なのかという疑問を感じています。 条例ではあくまでも会派を結成することが「できる」という規定に過ぎないものの、現実のあらゆる場面において本市議会のあらゆる側面において会派を中心とした運営が行われています。 地方自治法における「議員平等の原則」にたちかえて、会派への所属の有無を問わない議会運営を目指すべきではないでしょうか。				牧瀬教授	A	改正案は賛同する。 【その他】 会派数の推移があるが、会派は多いほうがよいのか、少ないほうがよいのか、私にはわからない。 アウトカム評価を目指すならば、各会派の評価も必要である。各会派は、自らの活動等について、まず内部評価は実施しているのか。

議会基本条例検証シート （第11条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価	委員会の評価			外部評価者による評価			
				評価の理由・課題等	評価者	評価	評価の理由・意見			
第3章 議員の活動原則（第9条～第11条）										
第11条	（議員の政治倫理） 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。 2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。	○議員政治倫理条例の改正 パワーハラスメント及び誹謗中傷などの行為を未然に防ぐルールを追加（R3） ○議員政治倫理審査会開催実績 ・平成25年 政治倫理基準違反の審査 ・平成27年2月 政治倫理基準違反の審査 ・平成27年5月 政治倫理基準違反の審査 ・令和3年 横須賀市議会議員政治倫理条例第3条違反の審査等 ○議員研修 令和4年 情報モラル研修 令和5年 ジェンダー平等に関する合同研修会 【第2項】 ・横須賀市議会議員政治倫理条例 ・横須賀市議会議員政治倫理条例施行規程	自	A	特になし	A	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	会派等からは、議員の理事者に対する恫喝のような言動があったとの意見もある。首長や地方議会の議員のパワハラなどが耳目を集める中、研修等の充実を図り、本条に適う議員倫理の醸成を図ることが肝要と考える。
			よ	A	■評価理由 ①モラルについては価値判断基準に個人差があるため、法令順守を最低限の基準と考えれば、制定後13年の間に違法行為は見られず、本条文の目的は達している ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要					
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。					
			共	B	政治倫理審査会が開かれて、政治倫理条例に違反する行為があったことは、議会として重く受け止める必要がある。					
			維	B	概ね出来ているが、時代の変化や社会のニーズに対応した、高い政治倫理を維持するために、定期的に研修会などを今後も実施していく必要がある。					
			藤	C	【議会全体の取り組みに対する評価】 条文の趣旨に沿って議員政治倫理条例改正をはじめ、政治倫理審査会が開催されたり、研修が実施されてきたことは十分に評価されるべきだと考えています。 【課題など】 その一方で、まだ改善が必要な点があると感じます。 例えば、委員会質疑を聞いていると質問の中で議員が理事者を恫喝しているように聞こえることがあります。質問者本人にパワーハラスメントの自覚は無いと思われ、啓発が必要です。また、聞いていた私もその質問者との今後の関係性への不安からその発言のタイミングで注意することや後で議長に申し入れることができませんでした。議長や議会局に相談しやすい体制づくりが必要と感じます。 また、職員が議員からハラスメント的な言動を受けた場合によほどのことが無ければ議長や議会局に申し入れることは無いと思われ ます。 別の例では、市民の方から市民相談をある議員に行った際に不適切な対応をされた、という苦情を受けたことがあります。政治倫理条例に基づいた対応ができることをご案内したものの、実際には調査請求の申し出は行われませんでした。 調査請求権や審査会の設置は確かに議員政治倫理条例に明記されてはいるものの、それが本当に市民等にとって申し入れやすいものかどうかについては、運用改善が必要と思われます。 以上のことから、Cと評価しました。 【＊議員個人個人の取り組みに対する評価】 他の条文と同様に、議員個々人がこの条文に基づいて常に行動を行ったか否かについては判断する材料が無いので評価できない。全議員にアンケートを実施するなどの取り組みが必要ではないかと考えています。					

議会基本条例検証シート（第12条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価						
				会 派 等	評 価	評 価 の 理 由 ・ 課 題 等	評 価	評 価 の 理 由	今 後 の 課 題	評 価 者	評 価	評 価 の 理 由 ・ 意 見			
第 4 章 市民と議会の関係（第12条～第15条）															
第12条	(情報の公開等) 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。	○情報発信 ※詳細は別紙6、7 市議会ＨＰ、市議会だより、広報広聴会、議会日程周知ポスター、SNSの活用、市議会中継、会議公開、会議録・政務活動費のＨＰ公開・議案説明資料の公開、記者発表 ○説明責任 市議会ＨＰ、市議会だよりでの議員別賛否一覧表の掲載 【第2項】 ○傍聴について ・会議の原則公開（秘密会以外の傍聴可） ・定員：議場104人（うち4人分は車椅子用）、委員会10人（定員超過時の追加傍聴、別室での中継傍聴あり） ※コロナ対応として令和2年3月・6月定例議会傍聴自粛要請、以降令和5年4月まで一部制限あり（議場33人、委員会室3人） ○傍聴実績 ※別紙9 【第3項】 議員研修会は原則公開。ただし内部研修は公開なし 【第4項】 横須賀市議会傍聴規則、横須賀市議会傍聴規則実施要領、横須賀市議会議員研修会実施要領	自	C	[2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする]	B	市議会だよりや議会日程周知ポスターの作成、本会議・委員会のライブ中継や録画配信、会議録や政務活動費の公開、議員別賛否一覧表の掲載など、市民に積極的に議会情報を提供するとともに、すべての会議において原則傍聴を認めている。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要	◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	議会の情報発信は様々な方法で行われている。ただし、市議会中継・録画アクセス数、傍聴実績は漸減傾向にあり、議会への市民の関心が薄れていると思われる。とりわけ、広報広聴会（議会報告会）は形骸化しており、実施方法自体を見直す必要があるのではないかと。議員研修会の公開も積極的に行うべきである。			
			よ	B	■評価理由							①かつては議場・委員会室での傍聴を認めることが、会議の公開としての十分条件であったが、インターネットが普及した現在においては、現場での傍聴＋インターネットでの中継・録画の公開と会議録の可及的速やかな公開が、地方議会に求められる情報公開としては基本装備となった感があり、この点において、不断的努力を重ねる余地はある。すなわち、全会議のインターネット中継・録画配信である。	■今後の課題に関する判断と理由	条例改正：要 運用変更：要	理由① すべての会議を原則として公開（傍聴・オンライン双方で）する と改正する。
			公	B	議会制度検討会議で審議中の案件もあるため、Bとしました。										
			共	B	感染症拡大を防ぐために、コロナ禍で傍聴を制限せざるえなかったことは残念。市議会だよりやSNSによる情報発信の拡充を進めてきたことは一定の効果があると考える。発信の内容については、多様な市民ニーズを捉えることが大事ではないか。										
			維	A	情報の公開等、議会の透明性を高めるための努力は出来ている。										
			藤	C	【議会全体の取り組みに対する評価】 第12条については議会として積極的な改善の取り組みが継続的に実施されてきたと考えています。 【課題など】 一方で、単に公開するだけでなく、市民のみなさまにとってさらに利用しやすいものであることが求められていると考えています。 例えば全ての会議は傍聴が可能な形で公開されてはいるものの、①各種会議の中にはインターネット中継されていないものがあり、市議会まで足を運ばないと傍聴することができません、②常任委員会は同じ日の同じ時間帯に2つ開催されており、両者に関心があっても2つの委員会を同時に傍聴することができません、③本会議も委員会も翌営業日以降でなければインターネットでの録画配信がなされないことから、タイムラグが生じています、などの課題があります。 また、赤ちゃんやお子さんを連れて傍聴にきたい保護者の方について託児サービスが無い為に、自ら預け先を探す必要があります。 以上の課題があることから、透明性と説明責任を果たしてはいるものの、さらに市民のアクセスのしやすさを向上させる必要があることからCと評価しました。					牧瀬教授	A	「A」と判断する。			
			【その他】 別紙7にアクセス数がある。さらに踏み込んで、アクセス分析をすることにより、より「議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供」できる。アクセス分析を活用すると、アクセスしているのは職員が多いということが往々にしてある。												

議会基本条例検証シート （第13条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 4 章 市民と議会の関係（第12条～第15条）												
第13条	（請願及び陳情） 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。	○請願・陳情受付実績及び陳情の委員会不送付実績 ※別紙10 ○任期満了に伴う審議未了 平成23年 1件 ○請願陳情に関わる変更点 ・意見陳述を行う際のルールの策定（陳述時間など-H25） ・意見陳述にかかる代理人の規定を策定（代理となる対象など-H26） ・それまで委員会で協議してきた意見陳述の許否を原則認めることと変更（H30） ・陳述人及び補助員が確実に傍聴できるように変更（R05） 【第2項】 会議規則、委員会条例、委員会規則、予算決算常任委員会運営要綱、議会運営委員会申し合わせ事項、先例集	自	B	令和6年4月から、地方自治法の改正によりオンライン受付が可能となることを受けて 運用変更が必要ではないか 陳述については、書面と同じことを繰り返すだけのものもあるため、陳述方法のルール作りも必要ではないか	意見陳述を原則認めることや陳述人の傍聴機会の確保など、請願及び陳情のルール策定等により、本条文の趣旨に則って、議会として請願・陳情を真摯に取り扱っている。 しかし、意見陳述については、陳述人がその趣旨を十分に理解することが難しい現状になっている可能性があるため、議員がよりの確に願意を把握できる場となるよう、陳述人への説明を含め、改めて検討する必要がある。 また、請願及び陳情の性質を踏まえ、第1項の「政策提案」を「政策提言」に改めるとともに、市政に関する市民からの政策提言の手法として請願及び陳情という仕組みがあることをさらに市民に周知していくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 ■要 □不要	出石教授	B	請願や陳情を『政策提案』と位置付けてよいか。「提案」とは文字通り、「案」の「提出」であるが、議会に対してこれができるのは市長又は議員である。 請願や陳情の趣旨を踏まえると、後退と捉えられる向きもあるかもしれないが、『政策提言』と改正することが望ましい。 なお、条例制定改廃の直接請求は、議案の提出は市長であるが、内容は修正できないことから、「提案」と言えると考える。		
			公	B	条文の中で、市民による「政策提案」とあるが、これについては表現に違和感を感じるため、「意見」に変更することが、適正と考えます。また、「真摯に」という形容詞は不用と考えます。取組状況等の中で、「陳述人及び補助員が確実に傍聴できるように変更（R05）」がありますが、変更結果の検証がなされていないため、Bとしました。							
			共	B	傍聴席とは別に、陳述人・補助員の待機・傍聴席を設け、関係例規を改正し、陳述人が委員会室にて審査を見守るようにしたことは意義がある。							
			維	A	市民による政策提案と位置づけ、真摯に取り扱いをしている。							
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第13条については、請願・陳情を本市議会は政策提言と位置づけていることは全議員の共通認識になっていると受け止めています。 また、希望があれば意見陳述を行う場が設けられることも評価できます。 【課題など】 その一方で、請願・陳情が政策提言であるとするならば、提出者に質疑をしたり意見交換を行う機会を設けることが妥当だと考えています。現在はそうした機会が無いことから、今後、運用を改善すべきだと考えています。 以上のことから、Bと評価しました。					牧瀬教授	A	「A」と判断する。 【その他】 請願及び陳情を市民に活用してもらう意図があるのならば、より「請願及び陳情」という制度があるということを市民に周知する必要がある。意外と市民は理解していない（それがアウトカムにつながっていく）。

議会基本条例検証シート （第14条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第4章 市民と議会の関係 (第12条～第15条)											
第14条	(市民参加) 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。 【R4.10.7改正】	○広報広聴会（議会報告会） ・議会報告会として、平成23年より令和元年まで毎年開催。原則3月定例議会の審議プロセスや市民意見聴取を実施 ・令和2年は新型コロナウイルス感染拡大により実施なし ・令和4年より、特定の対象者から、または特定のテーマに関して意見を聴取する機会として行うこととし、会の名称を「広報広聴会」として実施することと決定 ※詳細は、別紙8 ○パブリックコメント手続きの実施 議員提出条例に関して手続きを実施、平成31年には「横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱」を策定 ○市議会アンケート ・令和元年12月、18歳以上の市民3,000人を対象に、郵送により実施。回収数は711件（回収率23.7%） ・アンケート結果は令和2年3月報告書としてまとめ公表。以後、本結果をもとに広報広聴会議において協議を実施 ※報告書は、別紙11	自	C	〔議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、〕 広聴の定義を明確にし、広聴方法を検討する必要がある 条文「議会は」を「議員は」に変更することでより多様に市民の声を聴くことに繋がるのではないか (議員は市民代表であり、日々市民の声を聴き、政策提案の機会を有している) テーマを決めて意見聴取するなら、対象となる年代や業種なども考慮して開催するべきだと考える→ テーマに対する主な対象者が来やすい時間帯の設定など	B	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	C	現第1項中、『政策提案』とあるのは、前条と同様に『政策提言』としたほうが良いのではないかと。	
				C	また、議会への市民の関心を高める広報広聴に意を用い、市民参加策を拡充する必要がある。とりわけ、広報広聴会（議会報告会）については、形骸化しているので、議会への市民参加が図られる方法を検討すべきである。						
				C	委員会の評価に記載の第2項及び第3項を追加することについては、同意見である。 なお、第3項は、次のように規定してはどうか。パブリック・コメントの実施を別に定める要綱によるのではなく、市長等と同様に条例に基づく手続として対応したほうが良いのではないかという趣旨である。 『3 議会のパブリック・コメント手続については、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例（平成13年条例第31号）の例による。』						
			共	B	さまざまな形で市民意見を聞く機会を設けてきたが、出席された市民の方々から好評を得ている。今後は、どのような形式なら参加可能か、などのニーズを把握する必要があると感じている。			牧瀬教授	A	「A」となる。改正案には異論はない。 【その他】 パブリック・コメントは重要であるが「パブリック・インボルブメント」も大事である。議会報告会をパブリック・インボルブメントの場として活用できないか。 ここでいう「市民」は法人も含むのか。含む場合は、法人を対象とした取組等はあるのか。	
				B	概ね出来ているが、市民からの意見・政策提案の機会を出来るだけ増やす努力が今後も必要である。						
				B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第14条については、本市議会はあらゆる機会に市民参加が拡大していくように継続的に努力を行ってきたと評価しています。 【課題など】 一方で、例えば広報広聴会があらゆる形で市民参加の機会を設けてきたものの、思ったような成果が得られずに苦戦しているのもまた事実です。 今後も運用の改善を常に行っていくべきだと考えています。 以上のことからBと評価しました。						

議会基本条例検証シート （第15条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等	取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価					
		会 派 等	評 価	評価の理由・課題等	評 価	評価の理由	今後の課題	評価 者	評 価	評価の理由・意見		
第4章 市民と議会の関係 (第12条～第15条)												
第15条	(説明責任等) 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。	○議決結果の公表 市議会HP、市議会だよりにおいて、議案ごとに議員別賛否を掲載している。(市議会だよりにおいては賛否が分かれた議案について掲載)、委員会会議録の全文公開 ○請願陳情における賛否理由の説明 請願陳情における意向確認時に、賛否の理由をしっかりと述べることを確認 (R01議会制度検討会議) 【第2項】 ○議会運営に関する情報発信 市議会だより、市議会HP、よこすか市議会ガイドでの議会運営についての広報の実施	自	A	特になし	A	市議会ホームページや市議会だよりにおいて、議案等の議員別賛否など議会としての意思決定や議会運営について説明を行っている。 市民から信頼される議会を目指し、今後も引き続き、市民に対して丁寧に説明責任を果たしていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	第12条（情報の公開等）では、『市民に提供』と、本条（説明責任等）では『市民に対して説明』と規定されている。情報発信をもって説明責任を果たしたとするのか。本来説明責任とは『答責責任』と考えられる。	
			よ	B	■評価理由 ①運用上の問題は基本的にみられないが、議会としての記者会見の回数を増やす等、議会として説明する機会を増やす運用は可能である。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：要 理由①「市民に対して説明する責務」の示すところの一つとして、すでに横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱は存在するが、現行の当該条文から導くことは難しいため、今回の改定に合わせて条文に、議員/委員会提出条例素案について、パブリック・コメント手続きを行う旨を明記してはいかがか。						この点、広報広聴会（議会報告会）が本条の説明責任（答責責任）の場の一つと考えられるが、十分な効果を挙げているとは言えないと考える。	
			公	B	特に問題ありませんので、条文の通りですが、但し、更なる説明責任を果たすべく、議員間討議のあり方についても、検討の余地があるため、評価をBとしました。							
			共	B	議決結果を市議会HPや市議会だよりに掲載して伝えてきているが、そもそも議案の内容がわかりにくいため（～条例中改正について等）、賛否結果だけ伝えられてもよくわからないという声もある。説明責任をどこまで果たすべきか悩ましい現状の解決を探りたい。							
			維	A	市議会ホームページ、市議会だより等により、市民に対して、わかりやすい説明をしている。							
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第15条についてはおおむねその責務は果たされていると考えています。 【課題など】 第1項の「議会としての意思決定または政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する」については、既存の取り組みに加えて新たな取り組みを検討しても良いのではないかと考えています。 現状ではあくまでも意思決定をした結果の部分についてのみ公表がなされていると感じます。その意志決定について市民の方々と意見交換をする機会が（議会全体としては）無いのではないのでしょうか。 例えば、特定のテーマについて一定の人数を超える方から署名のような形で要望が議会局にあった場合には、出前トークのような形で常任委員会のメンバーなどが地域に赴いてその意思決定に至った経緯などを説明する機会などが設けられても良いのではないかと思います。 以上のことからBと評価しました。					牧瀬教授	A	「A」と捉える。

議会基本条例検証シート （第16条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価		外部評価者による評価			
		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第 5 章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）											
第16条	（市長との関係） 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。	・ 通年議会の導入（平成29年） ・ 地方自治法第98条（検査権）、第100条（調査権）に基づく特別委員会の設置（平成27年） ・ 一般質問の一問一答方式の採用（平成22年） ・ 本会議等における反問権を令和元年12月定例議会から約1年間試行、令和2年12月定例議会から本格実施 ・ 市議会からの政策立案 ※議会として制定もしくは提言した条例及び政策提言の実績については別紙12	自	A	特になし	A	一般質問における一問一答方式の採用、通年議会の導入による地方自治法第179条に基づく専決処分が行われないことや委員会機能の活性化など、市長と緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行っている。 また、平成29年の政策検討会議の設置以降、政策条例の制定や市長への政策提言など、議会として積極的に政策立案を行っている。 今後も市民の負託に応える責務を果たすべく、市長と緊張ある関係を維持しながら、市民福祉の向上と市政の発展という同じ目標に向かって継続的に努力していくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	基本的に委員会の評価のとおりと考えるが、本条が二元代表制の確認規定と位置付けられるもので、『市長と常に緊張関係を構築』に主眼があるならば、『市長とともに』は削除したほうが望ましいとも考えられる。
			よ	A	■評価理由 ①運用上の問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：不要 理由①前段にて、議会は議決機関として市長との緊張関係を重要視している一方で、後段で「市長とともに」と敢えて記載する必要は無いのではないかと。						
			公	A	条文等の題名について、「市長との関係」を「市長と議会の位置づけ」に変更したほうが適正と考えます。また条文において、「市長と常に緊張ある関係を構築し」と「市長とともに」の箇所を、削除すべきと考えます。						
			共	B	令和4年9月に市議会として、PFOS等の排水問題の解決を求める旨の決議を全会一致で行ったことなども、執行機関に対して緊張ある関係の構築につながると考える。						
			維	B	概ね出来ているが、市長との意見交換をする機会を出来るだけ増やす努力が、今後とも必要がある。						
			藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第16条については、議会局の取組状況等のご説明のとおり、継続的な努力がなされていると考えています。 【課題など】 積極的な本会議や委員会での質疑がなされている一方で、ほとんどの市長提出議案がそのまま可決されている現状があります。より積極的に市長提出議案に対する修正動議などが実施される余地があると考えています。 それが常に緊張感のある二元代表制の姿だと受け止めています。 以上のことから、Bと評価しました。						

議会基本条例検証シート （第17条）

【会派名】 自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第5章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）											
第17条	（一問一答方式等） 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。 2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等に対して反問することができる。 【R2.12.3改正】	一般質問の一問一答方式を採用（平成22年） ※実績は別紙13 【第2項】 ・「反論や説得ではなく、答弁者が質問の背景又は根拠など、不明点や疑義のある点を問い返すことで、論点・争点を明確にし、議論を深めることを目的」とし、本会議等における反問権を令和元年12月定例議会から約1年間試行、令和2年12月定例議会から本格実施 ・反問権の目的や各種取り決めに議会運営委員会申し合わせ事項に規定 ※実績は別紙13	自	A	特になし	A	近年は多くの一般質問等で一問一答方式が採用されている。 一方、本会議や委員会における市長等の反問権については、これまで実績が少なく、制度が浸透していない可能性もあることから、反問権の趣旨・目的について、議員、執行部それぞれに対して引き続き周知していくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ②反問権の導入によって、より議論を深める努力を行うなど、条文に込められた理念は実現している ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。						
			共	B	委員会における反問のなかで、議会運営に対して要望する旨の発言が議事説明員からされた事例がある。反問の趣旨から外れている面もあり、常に反問の目的を理解する必要があると感じた。						
			維	A	一問一答方式を活用できている。						
			藤	A	【議会全体の取り組みに対する評価】 第17条については、概ね達成されていると受け止めています。評価はAとします。 【課題など】 これまで会派によってなされてきた議員の質問能力を高める取り組みを、今後は議会として研修などを実施しても良いのではないかと考えています。 これまでの議員研修会は政策課題がテーマとして実施されましたが、質問の構成、質問の仕方、一問一答の取り組み方などを講師を招いて研修を実施するなどの取り組みも必要ではないでしょうか。		牧瀬教授	A	「A」評価とする。 【その他】 すべてを調べたわけではないが、議会議事録を確認すると、反問というより確認である（確認権という感じである）。なお、一般的に反問とは「質問をしてきた相手に、逆に問いただすこと」という意味がある。		

議会基本条例検証シート（第18条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価			委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第5章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）												
第18条	（政策等の監視及び評価） 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。 （１）重要な政策等を必要とする背景 （２）検討した他の政策案等との比較検討 （３）総合計画における根拠又は位置付け （４）関係法令及び条例等 （５）財源措置 ２ 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。 ３ 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。	市長等の行うべきことについて規定しており、取組状況としては記載なし 【第２項】 委員会における議案審査等において、条文中の（１）～（５）についての質疑・質問を行っており、情報に不足がある場合は必要な情報を明らかにするよう、答弁を求めている 【第３項】 理念規定のため、取組状況の該当項目としては記載はないが、「立案及び執行における論点及び争点を明らかにする」ため、決算審査時に議会側から求めた事務事業等の総点検評価票を運用し、質疑を行っている	自	A	特になし	A	市長等からは、条文に沿った必要な情報が概ね提供されており、不足する場合には質疑などを通じて明らかにしている。 今後も議案等の充実した審議に資するよう、引き続き本条文の趣旨に沿った運用を行っていくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。	
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ							
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。							
			共	B	議案審査等における必要な資料等は、政策等の監視及び評価に必要不可欠である。資料提供に協力的な姿勢は評価できるが、読みやすさなど工夫ができないかと思うときもある。							
			維	A	政策等の監視及び評価はできている。							
			藤	A	【議会全体の取り組みに対する評価】 第１８条については、市長等が第１項の取り組みとして不十分であると議会側が判断した時は、第２項に基づいて資料請求などを適切に行ってきたと受け止めています。また第３項についても、必要な資料を請求したり、副市長や市長の出席を求めて質疑を行うなどの取り組みがなされてきたと受け止めています。 以上のことからAと評価しました。							

議会基本条例検証シート（第19条）

【会派名】 自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第5章 議会と市長等との関係（第16条～第19条）											
第19条	（議員の文書による質問） 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。	実績 令和2年3件 令和4年1件 【第2項】 質問日及び回答日 ○令和2年 質問日6月8日 回答日6月15日 ○令和4年 質問日12月27日 回答日1月12日 【第3項】 市ホームページに文書による質問を公表	自	A	特になし	A	これまでも緊急案件など休会中に文書による質問が行われており、この規定があることにより、通年で市長等に質問する機会が確保されていると考えられる。 今後必要に応じて文書質問を活用するなど、時機を逸することなく市民の知る権利に添えていくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	本条は、国会における「質問主意書」と同様に、文書質問と回答を活発化させることにより、議会の機能を発揮させる趣旨と思料する。他方、議会が言論の府であることから、直接市長等と議会（議員）が質疑応答をすることも重要である。これらの点を踏まえ、実績が妥当なのかどうかを検証する必要があるので、B評価とした。 条文自体は議員に「文書質問権」を付与し、市長等に回答義務を課したもので必要な規定と考える。
			よ	A	■評価理由 ①条文、運用、双方において問題はみられない ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は、評価理由に同じ						「A」とする。
			公	A	特に問題ありませんので、条文の通り。						【その他】 稀に一部の議員が文書質問を多発することがある。その結果、担当課の業務が滞る。文書質問に対して、何かしらのルールはあるのか。
			共	B	閉会中等に、文書質問を行う機会が保証されていることは、市長と常に緊張感ある関係の構築・監視及び評価の観点からも重要である。						
			維	A	必要に応じて文書による質問の活用は出来ている。						
		藤	B	【議会全体の取り組みに対する評価】 第19条についてはすでに文書質問の実績はあり、条文の趣旨は果たされていると受け止めています。 【課題など】 しかしながら、条文では閉会中及び休会中に実施できると位置づけられているものの実際にはいつでも実施できる運用とは言い難く、コロナ禍のように緊急事態に限定されている印象が強いというのが率直な印象です。 国会における質問主意書のように、休会中にこの制度をより活発に利用できるように、改めて文書質問の実施についてそのあり方を明確にすべきではないかと考えています。		牧瀬教授	A				

議会基本条例検証シート（第20条）

【会派名】 自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）												
第20条	（議決事件の追加） 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。	○議決事件の追加について ・改正は昭和24年制定以来、全19回 ・直近の改正は平成23年で、地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなったことに伴い、「基本構想の策定又は改廃について」を議会の議決すべき事件に追加 ・議決事件の追加に関する検討ではないが、平成26年に議会運営委員会において、「施設配置適正化計画」が当該事件に該当するかどうか審査を行っている。（⇒委員会としての結論は「該当しない」と決定） 【第2項】 議会の議決すべき事件に関する条例	自	B	取り組み状況に記載の通り、平成23年の追加と平成26年の審査以降、議決すべき事件の追加が検討されていない。 本条文に現状を照らし合わせてみると、議決事件の追加を積極的に検討しているとは言えないと考える。 各案件に対し、他都市の状況や類似する事例なども踏まえながら検討すべきであるとする。	B	本条例の制定以降、地方自治法の改正に伴う議決事件の追加はあったものの、条文に規定されているような積極的な検討は行ってこなかった。 今後は改めて議決事件の追加を検討するとともに、その後においても、議事機関としての機能強化という条文の趣旨を踏まえ、日々の活動の中で議決事件として追加すべき案件があるかどうか確認する姿勢が求められる。 一方、議決事件の追加については、市長の執行権との調整が不可欠であることから、第1項については、「積極的に」を「必要に応じて」に改めるべきものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 ■要 □不要	出石教授	B	議決事件の追加は、積極的に行うことと規定しているが、本来、市長の執行権との調整が不可欠であり、やみくもに議決事件を増やすことは必ずしも妥当ではない。議決事件の追加と合わせて、軽易な議決事項などについて市長の専決を認めることによる行政運営の効率化などとセットで検討すべきものとする。 このような視点から、第1項に次の項段を入れることは考えられないか。 『この場合において、議決事件の追加に当たっては、市長の執行権との調整を図らなければならない。』 あるいは、現規定中、『積極的に』を『必要に応じて』などと修正することも考えられる。	
			公	A	地方自治法の改正に伴い、「基本構想の策定又は改廃について」を議会の議決すべき事件に追加することや、議会運営委員会に置いて「施設配置適正化計画」の審査を行っていることから、適正に取り組みがなされていると考える。					牧瀬教授	A	「A」とする。 【その他】 市のホームページを確認すると「議決機関」と明記されているページがある。条文は「議事機関」となっており、日本国憲法も地方自治法も「議事機関」である。こことの整合性はどうか。
			共	A	実際は、法規担当から追加事件について議会局へ報告があり、議運で決定するプロセスを得ている。引き続きの連携が必要である。							
			維	A	条文の取組みが積極的に行われている。今後も社会情勢の変化などに対応し、追加の検討など定期的に検証していく必要がある。							
			藤									

議会基本条例検証シート（第21条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）											
第21条	（議員相互の討議の推進） 議会は、委員会又は法第 100 条第12項に規定する協議又は調整の場（以下「委員会等」という。）における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第74条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。 2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。	○委員会等における議員間討議について ・実績 ※詳細は別紙14（年-実施数/提案数） R5-0/4 R4-0/2 R3-0/2 R2-0/3 R1-提案なし H30-提案なし H29-提案なし H28-0/1 H27-提案なし H26-1/1 H25-0/1 H24-1/1 H23-4/4 H22-提案なし ※常任委員会（分科会）において議員間討議として提案があったものを抽出。意見書の案文協議などは、これとは別に必要に応じて随時行われている。また、特別委員会では頻繁に行われているため、抽出対象外とした。 ※本条例制定以降、法第74条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づく議案の提出実績はない。 ・平成30年の議会運営委員会において、「議員間討議の在り方」について、提案があり協議。「現状どおり」となったが「提案があった際には積極的に参加するよう努める」旨、委員長から発言あり ・現在、議会制度検討会議において、議員間討議の在り方を検討中 【第 2 項】 客観的指標がないため、取組状況としては記載なし	自	A	議会制度検討会議で決定した通り、議案等の審査において議員間討議に積極的に取り組むこととなったため、今後さらに活発な議論が期待できる。 条文中にある「合意形成に努める」という一文については、議会としてその姿勢は大切だと考えるが、各会派の信条や考えの違いがあることから条文と運用の整合性について注視していきたい。	B	これまで常任委員会の議案等審査の場においては、議員間討議は十分に実施されてこなかった。 このような状況を踏まえ、議会制度検討会議において議員間討議を活性化するための仕組みづくりが行われたため、今後はこれを活用し、議案等審査の場においてもさらに活発な議論を行っていくべきと考える。 一方で、活発な議論を行うためには、仕組みづくりだけにとどまらず、議員個人の積極的な討議の提案や委員長による的確な采配等も重要であることから、今後の議員間討議の実施状況を注視するとともに、必要に応じ検証・改善を図っていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	本条が目指すものは議員間討議である。常任委員会の審査の様子などを見ると、執行部と議員との討議（質疑）とその後の会派間討議に終始しているように感じる。本条の趣旨に照らして委員会等の運営を改善することが望ましい。（オンデマンド中継で音声を消している場面が委員相互の討議だとしたら、この部分は公開すべきである。）
		公	B	議会制度検討会議において、「議員間討議」については、9月定例議会から実施していく方向性が決定しているが、その後の検証状況を踏まえて、今後も検討の余地があると考える。				牧瀬教授	A	「A」とする。 【その他】 数字が少ないが、議員が遠慮しているのか。	
		共	B	議会制度検討会議において、議員間討議の目的等を確認し今後の実施に向けての流れが報告されたことは前進である。							
		維	B	委員会等での議論が行われている実績もあり有効に機能しているが、今後、さらに積極的な参加が求められる。							
		藤									

議会基本条例検証シート （第22条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等	取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	委員会の評価			評価者	評価	外部評価者による評価
		等				評価の理由	今後の課題			評価の理由・意見	
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）											
第22条	（政策検討会議の設置） 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。 2 前項の政策検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。 【H29.3.29改正】	※政策検討会議の活動の詳細は別紙15 ○平成29年・30年の実績 ・議会として検討する課題を「がん対策推進条例」と決定 ・政策立案後の検証方法を決定 ○令和元年～令和4年の実績 ・まず、検討する課題を「歯と口腔の健康づくり条例」と決定 ・横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」を策定し、計画的な政策立案及び議会改革を実現。また、計画の見える化を図るため、進捗管理表を作成・公表するとともに、中間報告・最終報告を行った。 ・常任委員会における議員提出条例の検証の道筋をつけ、PDCAサイクルを確立 ○令和5年以降の実績 ・横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2027」を策定。前期計画の進捗における課題を踏まえ、検討すべき政策立案課題を前期分は1つとし、「スポーツの振興を通じたまちづくりの推進」について取り組むこととした 【第2項】 政策検討会議運営要綱	自	A	政策検討会議は適正に設置されており、これまでの議会提案の条例や市長への政策提言の実績等も含め、体系的にしっかりと実施されている。また、それらの検証についても始まっており、これは横須賀市議会の強みでもあると考える。	A	政策検討会議において実行計画を策定し、計画的に政策立案に取り組むとともに、PDCAサイクルを確立し、議会で制定した条例の検証も行っている。 今後も市政の監視や意思決定機関としての役割にとどまらず、二元代表制の一翼を担う議会として、積極的に政策提案を行いながら、市民福祉の向上に寄与していくことが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。
			よ	A	■評価理由 ①条文に基づき会議体を設置し、取り組みについては常に検証・改善がなされている。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。						
			公	A	記載されている取組状況は、政策検討会議において実施できている。						
			共	B	この間の取組として、条例制定や実行計画の策定を進めてきた。今後、検証等を行う際、PDCAサイクルがまわるかなど機能不全に陥ることないようチェックする役割が求められる。						
			維	A	条文に則して取り組みが積極的に行われている。						
			藤								

議会基本条例検証シート （第23条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等	評価	会派等の評価		委員会の評価		評価者	評価	外部評価者による評価			
						評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題			評価の理由・意見		
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）															
第23条	（調査研究機関の設置） 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	【第1項・第2項】 ○本条に基づく調査研究機関の設置実績はなし ○地方自治法第100条の2に基づく専門的事項に係る調査 ・平成22年以降の実績なし ・（参考）平成21年、議会基本条例・議会基本条例検討委員会素案の専門的事項に係る調査の依頼事例あり ○地方自治法第115条の2の規定を準用し、専門的知見を聴取した例 ※詳細は別紙16 平成29年 1件 平成30年 3件 令和元年 1件 令和2年 9件 令和3年 4件 令和4年 3件 ○課題別検討会議における専門的知見の活用に当たっての議会費予算の在り方の検討 ・政策検討会議において、課題別検討会議における専門的知見の活用にあたって、「議員研修及び専門的知見活用のための学識経験者に対する講師謝礼」を支出できる要件を設けた 【第3項】 規定なし	自	C	これまで調査研究機関の設置を必要とする案件が無かったことに加え、条文に対する意識が不足していた事実があったと思われる。あらためて今後の運用としては、あらゆる案件に対して本条文の存在を念頭に置いた上で、議会としてより良い判断をすべきと考える。		B	本条は「できる規定」であり、これまで調査研究機関の設置がなかったこと自体が問題視されるものではないが、議会全体として本条に対する認識が十分であったとは言えない。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要	◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	C	確かに調査研究機関の設置は「できる」規定だが、この十数年間、本機関を設置することが求められるような事案がなかったということであれば当然のことと思われるものの、果たしてそうだろうか。他方で専門的事項の調査（自100条の2）などにより専門的知見を活用できているとしたら、この規定は屋上屋を重ねるものとも考えられる。		
			よ	B	■評価理由 ①調査研究機関設置の実績がないため、本条例単独での評価は困難だが、議員研修の開催や専門的知見の聴取、議会局における調査研究機能の強化など、関連する取組みは行われている。議会全体としての調査研究機能については不断の見直し・改善が求められるため本評価とした。									なお、専門的知見の活用は議会にとって必要不可欠であるものの、事案等を踏まえると今後も設置される可能性は不透明であること、地方自治法第100条の2に基づく専門的事項に係る調査の適用及び同法第115条の2に基づく参考人の規定の準用により専門的知見の活用は十分にできること、また、本条の規定がなくても調査研究機関の設置は可能であることから、調査研究機関の設置に関する規定を削除することとし、本条は廃止次のとおり改正すべきものと考える。	
			公	B	条例に基づく調査研究機関の設置実績がないため、今後の取り組みに向けた検討が必要と考える。										【見出し 改正案】 「（専門的知見の活用）」に改める
			共	A	別紙の通り、検討協議会において有識者・学識経験者等から専門的知見を聴取したことは、政策立案等に大いに参考になったと言える。										【本文 改正案】 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。
			維	A	議会の調査・研究機能が強化され、今後も必要に応じて運用し、成果が期待できる。										※第2項及び第3項は削除
			藤												

議会基本条例検証シート（第24条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）													
第24条	（議員研修） 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。	【第1項】 ○議員研修会実施要領の策定 議員研修の充実強化のため、実施要領を策定。原則年2回実施している ※実績は別紙17	【第2項】 該当する議員研修会等の実績はなし	【第3項】 ○初当選議員説明会の実施 改選後、初当選議員を対象に「横須賀市議会基本条例について」をテーマに説明を行っている	自	A	第1項については年2回行われる議員研修会として、第3項については初当選議員に対する研修会として、現状ではそれぞれ適正に実施されている。しかし、第2項については実績なしとされているが、どのような形式の研修会を想定しているのかイメージしづらくなっていることも要因のひとつであることが推察される。 議会として条文の解釈を共有した上で、その必要性に応じて開催する必要があると考える。	B	これまで実施されてきた年2回の議員研修会の開催は、議員の政策立案能力の向上に寄与してきた。 一方、第2項に規定されているような他の自治体の議会や市民との議員研修会等の開催については、これまで実績がない。 議員研修の充実強化を図るという第1項の条文の趣旨を踏まえると、今後は議員のさらなる政策立案能力の向上に向けて、様々な手法を用いたより効果的な議員研修を行っていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	第1項及び第3項の研修は適切に実施している。 他方で、第2項を議会自ら規定したにもかかわらず、十数年間一度も該当する研修会を開催していない。同規定を認識していれば企画はできるはずであり、規定化が目的であったと見ざるを得ない。 今回の見直しはともかく、今後も同様な状況が続くようであれば、同項は廃止すべきである。
					よ	B	■評価理由 ①専門家を招いての議員研修会は実施されているが、第2項に記載されているような、他自治体の議会や市民と共に行う研修の実績はない。本条例第14条と併せて、さらなる充実強化が求められるのではないかと考える。						
					公	A	取組状況の通り、実施できている。						
					共	B	これまで定期的に行ってきた議員研修は、有意義であり継続すべき。議会として主体的に研修を開催するにあたり、第2項においては検証の余地がある。						
					維	A	条文の取組みが出来ている。議員の政策形成及び立案能力の向上のためにも定期的な研修が必要である。						
	藤											A	「A」とする。 【その他】 第2項の実績がないのならば、削除してもよいと考える。 今後、実施する予定はあるのか。 第3項は評価する。単に議員研修をするのではなく、試験も課したらどうか。

議会基本条例検証シート （第25条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 （実績は平成22年以降）		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
				会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）												
第25条	（広報広聴会議の設置） 議会は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するため、広報広聴会議を設置する。 2 前項の広報広聴会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。 【H29.3.29改正】	○広報広聴会議の活動実績 ※詳細は別紙18 ・よこすか市議会だより定期発行（年4回） ・よこすか市議会だよりのリニューアル ・議会報告会及び広報広聴会の開催（令和4年、議会報告会を広報広聴会に変更） ・議会日程周知ポスターのリニューアル ・SNSを活用した情報発信の開始 ・市議会アンケートの実施 【第2項】 広報広聴会議運営要綱	自	A	よこすか市議会だよりの定期発行をはじめ、先日も高校生を対象とした広報広聴会を開催するなど具体的な実績を積み上げており、また一方ではアンケート等を活用し、広報広聴会議の必要性についても積極的に検証されているなど、広報広聴会議は適正に設置・運用がなされている。しかしながら、傍聴者の増加や投票率の向上など市民の関心に直接結びついているとは必ずしも言い切れないため、今後も多角的に取り組むなどさらなる努力が必要と考える。	B	広報広聴会議を設置したことにより、市議会だよりのリニューアル、議会報告会の在り方の見直し（広報広聴会への変更）、SNSを活用した情報発信など、議会の広報広聴機能の強化が図られてきたと考える。 一方で、市議会アンケートの結果や市議会議員選挙の低い投票率を見る限り、市民の議会に対する関心は高いとは言えないことから、今後もより効果的な広報広聴について、常に検証・改善を行っていくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	委員会の評価に基本的に異論ない。	
				ただし、第14条でも述べたが、広報広聴会（議会報告会）が市民参加として実効性を上げているとはいいがたい。発信することに満足せず、市民の理解度を高める広報広聴活動の戦略的実施が肝要である。 広報広聴会議がエンジンとなり、これらの改善を図ることが求められる。								
				牧瀬教授	A				（戦略的と計画的の意味がつかめないが）「A」とする。			
									公	A	議会報告会では、市民の参加者数が減少していることや、報告会の進め方などの課題があったが、広報広聴会に変更することにより、参加者数の増加や円滑な双方の意見交換の改善がなされるなど、取組状況は実施できている。	
									共	B	広報広聴会議は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するために、それまでの市議会だより編集委員会と議会報告会等準備会を統合し、平成29年5月に広報広聴会議として設置された経緯がある。改めて統合の検証をする必要があるのではないかと。	
									維	B	条文に則して活発に活動できている。課題としては、市民ニーズに合った広報を常に工夫することが求められる。	
藤												

議会基本条例検証シート （第26条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）													
第26条	（予算の確保） 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務活動機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。 【H25.3.1改正】	○議会費予算の推移 ※詳細は別紙19 時々の必要性により予算は編成されている ○議会費の重要予算についての審査 議会運営委員会所管事項に(9) 重要な議会予算に関することがあり、以下の項目について議会運営委員会で審査を行い、決定した事項を議長から市長に対して申し入れを行っている ・議員報酬 ・視察旅費 ・政務活動費	自	A	現状は市長の努力義務規定として設けられている内容だが、議会運営に必要な予算の確保ができているため、内容は適当であると考え。しかし、現状は問題がないとはいえ、時代の変化に合わせ、確保されるべき予算の内容及び予算額については引き続き柔軟に対応をしていただきたい。	A	議会費予算については必要に応じ適宜見直しがなされ、円滑な議会運営や政務活動に必要な予算を確保できている。 議会としては、市の財政状況も考慮しつつ、今後も適時適切な予算の確保を求めていくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	市長による予算の確保だけでなく、議会による視察や議員報酬、政務活動費のあり方についても、別途検証・検討する必要があるのではないか。		
			よ	A	■評価理由 ①議会費予算については適時見直しがなされており、必要に応じて議長から市長への申し入れが行われている。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。					牧瀬教授	A	「A」とする。	
			公	A	議会運営委員会で審査を行うなど、取り組みは実施されている。								
			共	B	議会として自立した取組に対する予算計上であることから鑑みて、一考の余地を感じる。								
			維	A	条文の取組みが、必要に応じて出来ている。								
			藤										

議会基本条例検証シート （第27条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 6 章 議会の機能強化（第20条～第27条）													
第27条	（議員及び会派の積極的な政務活動） 議員及び会派は、法第 100 条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。 【H25.3.1改正】	○政務活動費の執行率は近年減少傾向にあるものの、それだけで積極的な政務活動がされていないと判断できるものではない。 参考：別紙20 ○議会（委員会）活動や会派・議員による活動を通じて、市長等に対して様々な要望や政策提言などを行っている。	自	A	各会派の視察をはじめ、様々な勉強会や研修などの調査研究から得られた知見は、一般質問や代表質問を通じた政策提言等にも活かされている。また、政務活動費の執行率からしても議会活動に有効活用されていると判断できる。	A	会派視察や様々な勉強会・研修会等への参加を通して得られた知見は、市長への予算要望や一般質問などの政策提言に活かされている。 今後も透明性の確保に努めながら政務活動費を有効に活用し、市民福祉の向上及び市政の発展に資する活動を積極的に行っていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。		
			よ	A	■評価理由 ①今後とも、透明性向上に努めつつ、政務活動費を有効に活用するよう、各議員及び会派は努める必要がある。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。					牧瀬教授	A	「A」とする。 【その他】 政務活動費の返還率があるが、それをどう捉えるか。 返還率が高いほうがいい？ 返還率が低いほうがいい？	
			公	A	取組状況の通り、実施できている。								
			共	B	政務活動費のみならず、議会図書室等の有効活用による調査研究を行い、政策提言等に活かすことも重要である。								
			維	B	積極的な政務活動が行われているが、その政務活動の成果を市民に分かりやすく示すことが重要な課題である。								
			藤										

議会基本条例検証シート （第28条）

【会派名】 自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第7章 議会改革の推進（第28条・第29条）											
第28条	（検討会議等の設置） 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会議を設置する。 2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。 3 第1項の議会制度検討会議及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。 【H29.3.29改正】	○議員任期ごとに議長の諮問機関として設置・検討が行われていた議会制度検討会を常設の会議体とした ○議会制度検討会議の検討実績（平成23年-令和6年3月協議中のものを除く） ※詳細は別紙21 《検討数 177件》 ・検討会議発議：157件 ・議会運営委員会からの依頼：17件 ・他の会議からの依頼：3件 ⇒ 上記検討数のうち制度等の変更に至った件数：81件 ○検討課題の決定について ・議会運営委員会等の他の会議からの検討依頼による検討 ・検討会議内での課題募集及び随時提案による検討（課題の募集先） H23 会派 H25 議員・事務局・執行部 H27 議員・事務局 R01 議員・事務局・執行部 R02① 議員のみ R02② 議員・事務局・執行部 R05 議員・議会局・執行部 【第2項】 R2年、新型コロナウイルス感染症対策検討協議会を設置 【第3項】 ・第1項に関するもの：議会制度検討会議運営要綱 ・第2項に関するもの：新型コロナウイルス感染症対策検討協議会運営要綱	自	A	条文に基づき設置された議会制度検討会議では、議会改革に加えて本条例の運用なども積極的に検討がなされており、適切に運用されている。 また、その他の検討会の設置については委員会規則でも規定されており、必要に応じて都度設置されているため条文に沿った運用が適正にされていると考える。	A	これまで議会制度検討会議では様々な課題を検討し、円滑な議会運営に資する結論を導き出してきた。 また、コロナ禍の緊急事態には臨時で協議会を設置するなど、臨機応変に市政の課題解決にも寄与してきた。 今後も社会情勢の変化等に柔軟に対応しながら、継続的に議会改革に取り組むとともに、必要に応じて検討会を設置し、市政の課題に対して迅速に取り組むなどの対応が求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。
			よ	A	■評価理由 ①条文に基づき会議体を設置し、取り組みについては常に検証・改善がなされている。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。						
			公	A	取組状況の通り、実施できている。						
			共	A	課題を継続して引き継ぎ議論する経緯があり、実際に検討されている。						
			維	A	条文に則した積極的な取り組みが行われている。						
			藤								

議会基本条例検証シート（第29条）

【会派名】 自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

令和7年1月21日
議会基本条例検証特別委員会　資料1

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会 派 等	評 価	評価の理由・課題等	評 価	評価の理由	今後の課題	評 価 者	評 価
第 7 章 議会改革の推進（第28条・第29条）											
第29条	（交流及び連携の推進） 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	○他自治体議会との交流 《議長としての交流》 以下の各種会議に出席 ・全国市議会議長会 ・全国市議会議長会研究フォーラム ・市議会議員共済会（役員の年に出席） ・全国市議会議長会基地協議会 ・全国市議会議長会基地協議会（関東部会） ・関東市議会議長会 ・中核市議会議長会 ・神奈川県市議会議長会 ・三浦半島関係議会議長会 ・旧軍港市議会議長会 《議会議長としての交流》 「議長としての交流」の各種会議出席及び以下の各種会議に出席 ・神奈川県市議会事務局長会 ・神奈川県Aブロック市議会事務局長会 《議会局職員の交流》 ・三浦半島関係議会職員研修会 ○他自治体議会との連携 なし	自	B	会派単位や議員単位など、個々の交流は行われていると思うが、取組状況を見ても議長同士や議会議長同士の交流が中心となっており、議会全体としての交流には至っていない現状がある。他の自治体の議会とのより積極的な交流や連携により議会のさらなる活性化に資すると考える。	B	これまでの議長間・議会議長間の交流が中心であり、議会単位での交流や連携の実績はなかった。 今後は他の自治体議会の事例なども十分に検討した上で、議会の在り方に関する調査研究のための議会間の交流及び連携を推進していくことが必要である。 なお、より有意義な調査研究や議会及び議員のさらなる資質向上のためには、他の自治体の議会だけでなく、学術研究機関や民間企業等との交流及び連携も考えられることから、次のとおり改正すべきものと考ええる。 【改正案】 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、学術研究機関等との交流及び連携を推進するものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	C	既存の会議に出席するだけでは、本条の趣旨に合った取り組みとは言えないのではないかと。 テーマを設けて個別の中核市や近隣自治体の議会と情報交換や意見交換をするなど、お互いの顔が見える平場での交流・連携策を検討することが強く求められる。
			公	A	取組状況の通り、実施できている。					牧瀬教授	A
			共	B	議長及び議会議長としての交流はあるが、議会としての連携実績は見受けられない。						
			維	A	議長、議会議長、議会局職員の取り組みが行われている。						
			藤								

議会基本条例検証シート（第30条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
		会派等	評価	評価の理由・課題等		評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 8 章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条）												
第30条	（議員の身分及び待遇） 議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務活動費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。 【H25.3.1改正】	○議員報酬における広報について ・HPにて議員報酬の推移の公表 ・期末手当支給時に報道発表 ○政務活動費における広報について ・HPにて、政務活動費に関する仕組み等の公開（政務活動費運用マニュアルも公開） ・収支報告書及び視察等報告書のHP公開（5年分） ・収支報告書及び視察等報告書の「市政情報コーナー」への配架（1年分）	自	A	議会を維持するためには、議員の身分保障や待遇・報酬を公開することも重要な要素である。	A	議員報酬及び政務活動費については、ホームページ等で積極的に情報発信を行っている。 今後も引き続き市民の理解を得られるよう、必要に応じ情報発信の方法を工夫するなど、開かれた議会の実現に向けた情報発信を行っていくことが求められる。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。	
			よ	A	■評価理由 ①今後ともHP等を活用するなど、広くわかりやすい情報発信を行っていくことが重要である。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。					牧瀬教授	A	「A」と捉える。 【その他】 一方的に理解してもらう・・・という感じはする。 「市長退職金は市民の投票で1 0 0点なら2 0 3 9万円、0点だったら…2 2円にします。 https://www.yomiuri.co.jp/national/20241103-OYT1T50066/ 寝屋川市は、市民の評価を特別職の給料に反映させる条例を制定している。
			公	A	取組状況の通り、実施できている。							
			共	A	議員報酬・政務活動費・視察等報告書をHP等で市民に公開してきた。どれだけ周知されているかが課題。							
			維	A	条例に則した取組みが行われている。議員報酬及び政務活動費を市民に対し明確に公表し、透明性を担保している。							
			藤									

議会基本条例検証シート（第31条）

【会派名】自：自由民主党　よ：よこすか未来会議　公：公明党　共：日本共産党　維：日本維新の会　藤：藤野英明議員

【評価】A：できている　B：概ねできている　C：一部できている　D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)	会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価			
			会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見
第 8 章 議員の身分及び待遇（第30条・第31条）											
第31条	（議員報酬等） 議員報酬及び政務活動費については、別に条例で定める。 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。 【H25.3.1改正】	○条例等 ・議会議員の議員報酬等に関する条例 ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例 ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する議会要綱 ○報酬推移 ・議員報酬については、変更なし（別紙22） ・議員期末手当の推移については、別紙22に記載 ○政務活動費の推移 ・年額1,560,000円（令和 3 年改正） ○政務活動費執行率 別紙20 に記載 ○議員報酬及び政務活動費の検討 毎年度、重要な議会費予算として議会運営委員会で審査【第 2 項】 ○期末手当の改正時の提案者 H22 議員 R01 市長 R02 議会運営委員長 R03 議会運営委員長 R04 市長 R05 市長 ○政務活動費の改正時の提案者 R03 議会運営委員長	自	A	都度、必要に応じて適正に協議・検討が行われているため、特に問題はないと考える。	A	議員報酬及び政務活動費については条例に規定されており、毎年、議会運営委員会で審査を行い、本市の財政状況や社会情勢等を勘案しながら、適切な額となるよう決定してきた。 今後にも必要に応じて議員報酬及び政務活動費の見直し等の検討を行いながら、適切に執行されるよう努めるべきである。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	A	委員会の評価に異論ない。
			よ	A	■評価理由 議員報酬及び政務活動費については毎年度議会運営委員会で審査を行っている。今後とも本市の財政状況や社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直しがなされるべきである。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。						
			公	A	取組の通り実施されている。						
			共	B	期末手当の改正時の提案者が、報酬増の時は市長で、減額の時は議会側であるが、一考すべきではないか。						
			維	B	課題としては、時代の変化、人口減少傾向に対応し、他都市とのバランスなども考慮し、議員報酬及び政務活動費の適切性について定期的に検証する必要がある。						
			藤								

議会基本条例検証シート（第32条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 9 章 議会局等（第32条・第33条）													
第32条	（議会局） 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。 【R2.12.3改正】	○議会局への変更 令和2年「市議会事務局の機能強化・組織改正等」について審査を行い、令和3年度より議会局として組織変更を行った。 ※詳細は別紙23 ○令和5年、会派または議員からの依頼に基づき、文書による他都市調査を行う仕組みを構築 ○執行部の法規担当職員の併任 総務部総務課法規担当職員を議会局の併任職員とし、条例等の制定・改正時にチェックを実施 ○議会局職員の定期的な研修への参加 ・全国市議会議長会事務局職員研修 ・関東議長会事務局職員研修 ・神奈川県事務局職員研修会 ・神奈川県事務局職員研修会（管理職） ・三浦半島関係議会職員研修会 ・市町村アカデミー ・日本経営協会主催のセミナー（新規配属職員への政策立案セミナー等）受講	自	A	議会の政策立案能力の向上という点では、政策検討会議及び課題別検討会議の運営について議会局の積極的な支援が行われていると考える。 また近年では、令和5年度に総務調査課の「調査機能強化」の提案が行われた点も、議会の機能強化に繋がっていると評価できる。	B	令和3年度に議会事務局から議会局への組織変更を行い、限られた人員の中で政策調査・政策法務・広報の機能強化を図り、現状では円滑かつ効率的な議会活動を行うための体制は整っていると考える。 一方で、社会情勢等の急激な変化への対応など、一時的な業務の増大により議会活動に支障をきたすことが見込まれる場合は、局内及び他部局も含めて柔軟な応援体制を敷くなど、今後も議会局に必要な機能が損なわれることがないよう努めることが重要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	委員会の評価に基本的に異論ない。 加えて、議会局が強化された機能を効果的に活用していくかが問われる。他自治体議会の議会事務局との意見交換などにより、議会局の調査・政策法務能力の向上を図ってはどうか。 また、難しい問題だが、議会局と市長等の事務局との規模・能力の差が指摘されることがある。あるいは、自治体の人事制度では議会局と市長部局等との異動があることなどからも、議会局職員が議長の補助機関として十分な機能を果たしていくことができるかが課題となっている。 地方分権時代の地方議会のあり方として、これらを解決するための戦略、例えば、近隣自治体との議会事務局の共同設置の検討などを議論すべき時期に来ているのではないか。		
			公	B	令和5年、会派または議員からの依頼に基づき、文書による他都市調査を行う仕組みを構築とあるが、まだ実績がないため、今後は積極的に活用していくように、促す必要性が考えられる。						「A」とする。		
			共	B	議会局としての組織体制の整備等が求められるが、その時々的情勢を踏まえた対応に向けて、現状の体制で課題があるのではないか。						【その他】 「議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。」の一つの取組が議会局への変更と捉えたが、議会局の変更により、どのように政策立案能力が向上したのだろうか（これはアウトカム評価になる）。		
			維	A	市議会事務局から機能強化され議会局となり、積極的な取り組みを行なっている。								
			藤										

議会基本条例検証シート（第33条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価				
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価	評価の理由・意見	
第 9 章 議会局等（第32条・第33条）													
第33条	（議会図書室） 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	○議会図書室－図書の推移は別紙24 ○議会図書室のリニューアル 令和２年にリニューアル。変更点は以下のとおり。 ・閲覧頻度の低い蔵書を別の場所に移し、閲覧頻度の高い図書のみ図書室配架とした ・図書閲覧スペースにおいて、少人数での会議を可能とした ・調査能力の強化の一環として、WEB版有料情報サービスを図書室に配置するPCで利用可能とした ○「議会図書室通信」を発行し、議会図書室の機能紹介や、新規購入書籍の紹介を実施 ○関東学院大学との包括的パートナーシップ協定に基づき、関東学院大学の図書館の活用を可能とした	自	A	現状でも市政や議会関係資料の充実化が図られているが、より一層の利用促進に向け、図書の充実化はもちろん新着図書の情報発信などを行うことにより、さらなる利用の活性化に寄与できると考える。	B	限られたスペースの中で適宜リニューアルを行い、図書の充実に努めながら議会図書室通信を発行するなどの取組を行ってきたことは評価できる。 今後も、議員の調査研究に資するための図書室となるよう、議員のニーズを踏まえた資料収集、配架、利用方法の改善といった環境整備に努めていくことが必要である。	◆条例改正に向けた検討 □要 ■不要 ◆運用変更に向けた検討 □要 ■不要	出石教授	B	議会図書室がリニューアルされ、豊富な蔵書数が確保されており、本条の目的は適っていると思われる。 ただし、議会図書や資料等の借用実績が少なく、議会図書室を生かし切れていない。		
			よ	A	■評価理由 ①限られたスペースを有効活用し、適宜リニューアルを行うなど必要な取り組みがなされている。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：不要 運用変更：不要 理由は評価理由に同じ。						また、議会図書室整備には相当の市民の税金が投入されている。したがって、豊富な蔵書は市民共有財産ともいえることから、議会図書室は市民に開放しても良いのではないかと、これを明確にするため、本条に次の第２項を設けてはどうか。		
			公	B	「議会図書室通信」の認知度が低いことや、また議会図書室の在り方についても検討をしている。						『２ 議会図書室は、議員の利用のほか、一般の利用に供する。』		
			共	B	図書室の実際の利用状況（Web版の活用状況含む）について、不明な点は致し方ないとみるか。議会図書室通信の編集・発行等については評価できる。								
			維	B	議会図書室に関して、利用頻度が少ない。課題として、より活用し易い工夫の検討が必要である。								
			藤							牧瀬教授	A	「A」と捉える。	
												【その他】 本学との協定も、定期的に精査し、場合により解消、あるいはより強固にすることが求められる（本学に限らず、協定のすべてに言える）。特に執行機関においては（横須賀市のことなく一般的に）、無意味な協定が存続しているため、精査し、解消していくことも重要である。	

議会基本条例検証シート （第34条）

【会派名】 自：自由民主党 よ：よこすか未来会議 公：公明党 共：日本共産党 維：日本維新の会 藤：藤野英明議員

【評価】 A：できている B：概ねできている C：一部できている D：できていない

条文等		取組状況等 (実績は平成22年以降)		会派等の評価		委員会の評価			外部評価者による評価		
				会派等	評価	評価の理由・課題等	評価	評価の理由	今後の課題	評価者	評価
第10章 継続的な検討（第34条）											
第34条	（継続的な検討） 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。	○議会基本条例の改正について ・ 8 回の改正（別紙25） ・ 令和 5 年10月、全体的な検証を行うため、本特別委員会を設置 【第 2 項】 通常、本条例の改正に当たっては、議会運営委員会の議決を経て、議案として提出され、同委員長が本会議において提案説明を行っている（平成22年の改正は議員提案）	自	A	これまで議会基本条例は8回の改正が行われているが、基本的には議員定数の変更に伴ったものなど、どちらかというと受動的に行われてきた経緯がある。 今回、議会の根幹を担っている本条例に対し初めて能動的に検証が行われている。 今後も時代の変遷や現実の運用に合わせ必要な検証・改正を継続的に行うべきだと考える。	B	本条例の制定以降、議会内の組織や運用の変更に伴う条例改正は行ってきたが、今回のような全体的な検証はこれまで実施してこなかった。 社会情勢の変化に伴い、市政の課題やニーズが多様化する中、定期的に議会の在り方を見直すことは重要であり、次のとおり改正すべきものとする。 【見出し 改正案】 「（継続的な<u>検証</u>）」に改める 【第 1 項 改正案】 議会は、一般選挙を経た任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め所要の措置を講ずるものとする。	◆条例改正に向けた検討 ■要 □不要 ◆運用変更に向けた検討 ■要 □不要	出石教授	B	議会基本条例の執行状況等について、今回のように能動的な検証を行い、条例改正や運用見直しを行うことは適切な取り組みであり、かつ、議会をめぐる社会情勢等の変化なども想定されることから、継続・反復して行うべきである。 その点から、『一般選挙を経た任期中に』として、検証とその結果を受けた所要の措置を講ずる「定期見直し」規定とすることは意義深く、強く賛同する。
				よ	C					■評価理由 ①運用に準じた条例改正はなされてきたが、施行後13年の間、今回のような検証作業がなされてこなかった。本条例の位置付けを考えれば、例えば政策検討会議における条例検証の期間に合わせて5年ごとに検証を行い、市民に報告するのはどうか。 ■今後の課題に関する判断と理由 条例改正：要 運用変更：要 理由：条文の内容に継続的な評価・検討を行う旨修正すべきと考える。 例）「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案するとともに、この条例の目的に沿った運用がなされているかどうかについて5年ごとに検証を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」	牧瀬教授
			公	A	取組の通り実施できている。						
			共	A	議会基本条例を制定後、議会がどのような活動をしていくのかが重要。						
			維	A	議会基本条例は議会の最高規範であるため、社会情勢の変化や技術革新に対応していくために、継続的な検討、検証が必要である。						
					藤						